



～養育費取得支援について～


名古屋市では、愛知県母子寡婦福祉連合会に委託し、裏面のとおり、養育費取得の支援を行っています。

養育費とは、子どもを養育・教育するために必要な費用です。大切なお子さんのために養育費の取り決めをしましょう。

養育費相談 TEL：(052) 915-8816

社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会

〒462-0033 名古屋市北区金田町三丁目11番



養育費取得支援の内容

電話相談

電話番号 (052) 915-8816

* 養育費に関する相談のほか、面会交流等の問題も含め相談員が電話相談に応じます。(離婚前の方も対象です)

相談日/毎週月～金(祝日・年末年始は除く)

時間/10:00～16:00

司法書士による面接相談(予約制)

予約電話番号

(052) 915-8816 又は

(052) 915-8862

* 電話相談の内容により、さらに専門的な相談を必要とする場合、予約制による面接相談を行います。

(離婚前の方も対象です)

相談日/毎週火曜日(祝日・年末年始は除く)

時間/13:30、14:30

司法書士による調停にかかる書類作成支援・同行支援

* 面接相談の結果、養育費に関し、家庭裁判所での「調停」の手続きを必要とする場合、司法書士が調停の申立書などの書類作成支援、調停の場への同行支援を行います。

* この書類作成支援・同行支援についても、市内在住者であれば離婚前の方も対象です。

* 調停にかかる収入印紙代、切手代などの手数料、交通費については、ご自身での負担となります。